

文化財保護法第 93 条・94 条の書類記入上の注意

1. 「東京都（文京区）教育委員会教育長 あて」文書 ～記入例参照～
 - (1) 土地所有者の住所・氏名を明記し、印鑑を押印してください。（認め印も可）
 - (2) [] 欄内の〔第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項〕〔第 1 項・第 2 項〕〔届出・通知〕（表題と文章上の 2 か所）のいずれかに○をつけてください。
例えば、民間機関の土木建築工事等は、「第 93 条第 1 項」「第 2 項」「届出」、
国・地方公共団体等の機関は、「第 94 条第 1 項」「第 1 項」「通知」に○をつけてください。
 - (3) 4 遺跡の種類・遺跡の名称・遺跡の時代については、「文京区の遺跡一覧」をご参照の上、該当する項目に○をつけてください。遺跡の名称は、■■■遺跡（遺跡番号〇〇）と記入してください。なお、名称のない遺跡は（遺跡番号〇〇）のみを記入してください。
 - (4) 遺跡の重なりによって、員数が変わります。例えば、1 遺跡内ならば員数は 1、2 遺跡重なって
いれば、員数は 2 になります。
 - (5) 5 工事の目的の○は 1 か所のみにしてください。
建物解体のみの場合は、「その他開発」に○をつけて、() 内に「現況建物解体のみ」と記入し
てください。
 - (6) 「工事主体者」はいわゆる施主にあたる方、「施工責任者」は工事を請け負う方、を記入してくださ
い。会社・団体の場合は代表者名まで、個人の場合は氏名を記入してください。電話番号も記入を
お願いします。
 - (7) 記入方法等不明な点がある場合は、空欄のままお持ちいただき、直接窓口で担当職員に確認後、
ご記入願います。
2. 「添付図面」は以下のとおりです。
 - ① 現地案内図（A4 版）
 - ② 建物配置図（A4 版）
 - ③ 建物立面図（A4 版・G.L.から何m下かを明記）
 - ④ 基礎伏図、杭伏図など掘削工事の詳細が分かる図面があれば併せてご提出ください。※図面は縮尺が正しいものを添付してください。
3. 提出部数
・提出部数は、以下のとおりです。
 - ① 東京都教育委員会教育長 あて〔添付図面 ①・②・③・④〕 各 1 部
 - ② 文京区教育委員会教育長 あて〔添付図面 ①・②・③・④〕 各 1 部
4. 提出方法 窓口に持参 または 郵送

【問合せ・提出先】〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

文京区教育委員会教育推進部教育総務課文化財保護係

T e l : 03 (5803) 1305 [ダイヤル]

F a x : 03 (5803) 1366

M a i l : b700500@city.bunkyo.lg.jp